

消費生活 相談

パソコン・スマホに警告が出たら…「サポート詐欺」に注意！ 特に70歳以上で相談が増加しています！

【問い合わせ】消費生活センター（産業政策課内 ☎287-0858）

全国の消費生活センター等には、パソコンやスマートフォンでインターネットを使用中に、突然、偽の警告画面と警告音が出て、それをきっかけに画面表示された連絡先に電話をかけさせ、サポート料と称して金銭を支払わせたり、遠隔操作ソフトをインストールさせたりする、いわゆる「サポート詐欺」に関する相談が多く寄せられています。新たな手口として、インターネットバンキングで送金を指示するケースも確認されていますので注意しましょう。



してインターネットバンキングに入力した100円は、相手の遠隔操作によって100万円に変更され、そのまま送金されてしまった。

【事例3】パソコンに突然、「ウイルスが侵入した」と警告表示されたため、慌ててサポート窓口で電話をしてしまった。電話相手はパソコン内を遠隔操作し始め、「ウイルス除去」と言ってインターネットバンキングのパスワード等を求めてきた。後日、200万円が不正送金されたことが分かった。



被害に遭わないために…

▽パソコン利用中に突然警告画面や警告音が出て、画面に表示されている連絡先には絶対に電話をしないようにしましょう。

▽警告画面や警告音が出たときは、自分でパソコン等の状態を確認しましょう。

▽自分で判断できない場合は、周りの人に相談しましょう。

不安を感じたときは、すぐに消費生活センターや消費者ホットライン（☎188）へご相談を！

相談事例

【事例1】インターネット使用中の警告画面や警告音がきっかけで連絡先に電話したところ、ウイルスの除去費用等を請求された。

【事例2】パソコン使用中に、突然、警告画面が表示されたので連絡先に電話をしたところ、遠隔操作ソフトのインストールとインターネットバンキングへのログインを指示され、言われるがままパスワードも入力してしまった。パソコン修理代と

国民年金
だより
ご存じですか？「国民年金保険料の免除・納付猶予制度」



国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料（令和6年度は1万6980円／月）を納める必要があります。保険料を納め忘れの状態、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。保険料を納めることが難しい場合は、手続きにより免除等を受けられることがあります。審査の結果承認された期間は、年金の受給資格期間に含まれますが、年金額は、保険料を全額納めた時と比べて少なくなります。納付猶予期間は、後から追納で納付した場合のみ、年金額に反映します。

■令和6年度の免除・納付猶予の申請は、7月1日（月）から令和6年7月分から令和7年6月分までの期間を対象として審査を行います。学生の場合は、4月分から翌年3月分までの在学期間を対象とした「学生納付特例制度」の申請が可能です。なお、申請可能期間については、申請時点の2年1か月前の月分までとなります。

■保険料免除・納付猶予を申請するには
年金番号が確認できる書類（年金手帳、基礎年金番号通知書等）が必要です。また、次の場合は必要書類をご用意ください。

▼失業による特例免除：雇用保険受給資格者証の写しまたは雇用保険被保険者離職票等の写し（ハローワーク等の公的機関が交付する、失業の事実が確認できる証明書等）
▼学生納付特例制度：学生証のコピー（両面）または在学証明書（原本）

問い合わせ

水戸北年金事務所（☎231局2283）、保険課医療保険担当（☎282局1711 内線1171・1173）